

7月1日より

「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」 を全面施行しました

●条例の目的

この条例は、人としての尊厳を傷つけ、社会に差別意識を生じさせるような言動「ヘイトスピーチ」について、市として「許さない」という姿勢を明確にするとともに、ヘイトスピーチに対処するための措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等の人権を擁護し、ヘイトスピーチの抑止を図ることを目的としています。

●申出及び措置など

条例の内容としては、人種又は民族に関するヘイトスピーチについて、定義を示すとともに、憲法で保障された表現の自由等にも十分に配慮し、現行の法制度のもとで市としてとり得る措置等を定めています。

具体的には、市民からの申出等に基づき、対象となった表現活動がヘイトスピーチに該当すると判断される場合には、拡散防止措置として、事案の内容に応じ、掲示物などの撤去やインターネット上の映像の削除の要請を行うことや、認識等の公表として、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称などの公表を行うこととしています。

●大阪市ヘイトスピーチ審査会

条例の運用に当たっては、学識経験者等で構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会を設置し、対象となった表現活動がヘイトスピーチに該当するかどうか、また本市が講じる措置などについて、専門的な観点から公正・中立に審査いただいた上で、市として判断していくこととしています。

●条例の全面施行について

条例については、7月1日より申出の受付や拡散防止措置及び認識等の公表などの規定についても施行し、本格的にスタートしました。ヘイトスピーチを受けたと思われる場合の申出の方法等については、下記までお問合せください。

本市としては、今後とも、人権を尊重し、誰もが互いの文化を認め合い、
自分らしく生きることのできる多文化共生社会の実現をめざしてまいります。

詳しくは、
大阪市ホームページで
ご確認ください！

大阪市総合トップ→大阪市民の方へ→人権・多文化共生(ダイバーシティ推進)→
人権→みんなの人権→ヘイトスピーチ

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339042.html>

問合せ 大阪市市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 (6208-7612)



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
にっこりな



おおさか歴史探訪 103

大阪の史跡や歴史資料を毎月連続でご紹介します。

いたちがわ く

颯川割り船発掘の地

— モース先生も見た古代船 —

もう夏も本番ということで水辺に関係した話題です。今、なんばパークスのある場所には、江戸時代、幕府直轄の「難波御蔵」という大規模な米蔵があり、それと道頓堀川を結んで難波新川という幅15mほどの堀川が掘られていました。明治11(1878)年、この堀川の流水を改善しようと、南方を流れる颯川を連結させる工事が行われることになりました。その開削中にクスノキの大木を割り抜いてつくった船が発見されたのです。府知事が見分に来たり、地名が「牛ケ口」から「船出町」(明治33年～昭和55年、現在は難波中)に変わったりと、かつては大変話題になりました。

出土した割り船は、残っている部分の長さが12m弱、幅が1.4mあり、その中央部辺りで巧妙に連結されていました。本来はさらに連結されて、もっと長大な船で、外洋航海も可能なものであったと推定されています。また、ともに見つかった土器などから古墳時代のものと考えられています。掘り上げられた後、本町橋詰町にあった大阪博物館に展示されることになり、明治12(1879)年6月、アメリカ人博物学者のエドワード・S・モースはここでこの船と出会うことになりました。

モースは東京の大森貝塚を明治10(1877)年に発掘し、近代・日本考古学のさきがけとなった人物であることは教科書などでもよく紹介されています。そのモースもこの船には強い関心を示し、細かい観察スケッチを残しています。その後この船は、市内各所から発見された割り船とともに大阪城天守閣の前に展示されていましたが、第二次大戦の戦火で残念ながら焼失してしまいました。

(大阪市教育委員会 文化財保護課)



浪速郵便局北側に立つ顕彰碑